破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６３号
岩手県北上市村崎野17地割35番地85　県営蒲沢アパート４―441号、前住所盛岡市山王町10番30号　シャトル山王102号
債務者　齊藤　昭子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３３８号
埼玉県草加市中央２丁目12番50号
債務者　田島　啓吉
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
埼玉県熊谷市新島391番地10
債務者　元木　洋吾
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４号
埼玉県秩父市大畑町11番６号
債務者　竹澤　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
岡山県倉敷市酒津2559番地１　レオパレスＬＩＢＥＲＴＹ104
債務者　岡本　武志
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
岡山県倉敷市上東1043―１　レオパレスサンシャイン203号、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町西之浦560番地10
債務者　秋田　孝文
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
山口県宇部市大字中野開作536番地５
債務者　山田　初枝
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６７５号
東京都立川市富士見町６丁目32番403号
債務者　栗原紀代子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１５号
横浜市港北区箕輪町３丁目20番29―103号
債務者　藤倉　京子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３０号
横浜市都筑区北山田２丁目３番７―506号
債務者　森　　克己
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３８号
横浜市保土ケ谷区神戸町183番地
債務者　池田トヨ子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　県営笹山団地57棟103号
債務者　横田　孝一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１８号
神奈川県大和市代官１丁目11番地13　ソレイユ代官101
債務者　久保志乃布
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２１号
横浜市港南区下永谷５丁目10番３号　けやきの丘101
債務者　豊田　壽子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３９号
横浜市中区寿町３丁目10番地９　港館１階６号室
債務者　半澤　信一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４９号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目20番２号　保科荘101号
債務者　新垣利惠子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部